

発注者・受注者間の 建設工事請負契約のルール

令和7年1月

(公財) 建設業適正取引推進機構

事務局長 高芝 利顕

はじめに

- 建設業法（概要）
- 建設業法上の主な用語
- 建設業法等の一部改正（概要）

【改訂3版】発注者・受注者間の建設工事請負ルール

第1章 「建設工事請負契約の締結」に関する10つのルール（1頁～）

※ 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第7版）

- 見積・契約・工期・不当に低い発注金額・価格転嫁
- 指値発注の禁止・不当な使用資材等の購入強制・やり直し工事
- 支払・関係法令の遵守

※ 建設工事における発注者・受注者間の契約取引の実態

第2章 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（46頁～）

第3章 公共工事の品質確保の促進に関する法律（56頁～）

目的

- 建設工事の適正な施工を確保
- 発注者を保護
- 建設業の健全な発達を促進

許可制度 ★建設業者の資質の向上★

許可の区分

29業種 (土木工事業・建築工事業・解体工事業等)

特定建設業許可

(元請として5,000万円以上(*1)の下請契約を結ぶ工事)

一般建設業許可

(特定建設業以外)

国土交通大臣許可

2以上都道府県に営業所設置

都道府県知事許可

1都道府県のみ営業所設置

許可の要件

経營業務の適正な管理

誠実性の要件

営業所の専任技術者の設置

財産的基礎の要件

欠格要件

- ・ 法人役員等が欠格要件に該当する者 等

許可不要

500万円未満の建設工事

(建築一式工事については、1,500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事)

請負契約の適正化 ★発注者や下請負人の保護等★

- ・ 公正な請負契約の締結義務
- ・ 請負契約の書面締結義務
- ・ 速やかな下請代金の支払
- ・ 労務費相当額の現金払 等

- * 工期に関する基準
- * 著しく短い工期の禁止
- * 工事の工程ごとの作業や準備に必要な日数等を含む見積
- * 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供
- * 工事を施工しない日や時間帯についての契約書面化

★工期の適正化★

施工技術の確保 ★技術者制度等★

- ・ 業種ごとに工事現場に技術者を設置

監理技術者の設置 (元請として5,000万円以上(*1)の下請契約を結ぶ工事⇒施工体制台帳等の作成)

主任技術者の設置 (上記を除く全ての建設工事)

技術者の専任設置 (4,500万円以上(*2)の公共性のある工事を行う場合)

技術検定 (建設工事に従事する技術者の技術の向上)

指導・監督 ★法令遵守の実効性の担保★

- ・ 指導、勧告、助言
- ・ 指示処分・営業停止処分・許可取消処分

罰則の適用 (3年以下の懲役又は300万円以下の罰金) 等

経営事項審査 ★公共工事元請業者の一元評価★

建設工事紛争審査会 ★紛争の処理★

建築一式の工事の場合、(*1) 8,000万円以上、 (*2) 9,000万円以上

- 特定建設業許可の取得
- 監理技術者の配置が求められる工事
- 施工体制台帳等を作成しなければならない工事

元請として締結する下請契約の総額： 4500万円以上（建築一式の場合は7000万円）
⇒ 5000万円以上（建築一式の場合は8000万円）

- 主任技術者・監理技術者の専任を要する請負代金額

4000万円以上（建築一式の場合は8000万円）
⇒ 4500万円以上（建築一式の場合は9000万円）

- 専門工事一括管理施工制度の利用

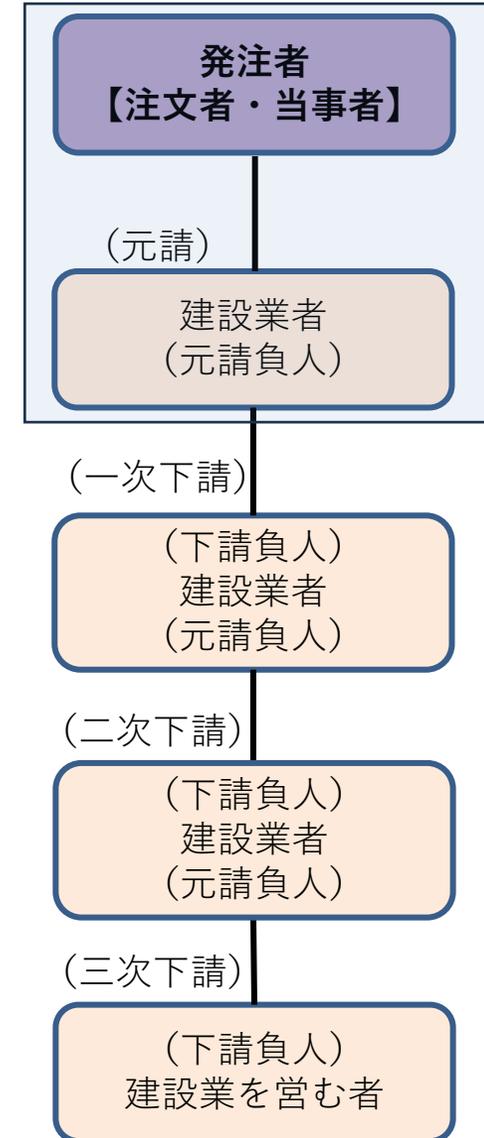
下請契約の総額： 4000万円未満 ⇒ 4500万円未満

《事業主体関係》

用語	意味	適用される規定の例
建設業者	建設業の許可を受けて建設業を営む者 → 建設業の <u>許可業者</u>	
建設業を営む者	建設業の許可の有無を問わず建設業を営む者 → <u>無許可業者も含む</u>	<ul style="list-style-type: none"> 一括下請負の禁止 監督処分

《契約主体関係》

用語	意味	適用される規定の例
注文者	建設工事を注文する者 → 例・・・発注者・元請の関係における <u>発注者</u> 元請・下請の関係における <u>元請</u> 一次下請・二次下請の関係における <u>一次下請</u>	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事の見積り期間の設定 不当に低い請負代金の禁止 下請代金の支払期日の特例（特定建設業者が注文者の場合のみ）
発注者	建設工事（他の者から請け負ったものを除く）の注文者 → 発注者・元請の関係における <u>発注者</u>	<ul style="list-style-type: none"> 不当に低い請負代金の禁止に違反した場合の勧告
請負人	建設工事を請け負う者	
元請負人（※）	下請契約における注文者で建設業者である者 → 例・・・元請・下請の関係における <u>元請</u> 一次下請・二次下請の関係における <u>一次下請</u>	<ul style="list-style-type: none"> 下請負人の意見の聴取 下請代金の支払期日 検査及び引き渡し
下請負人	下請契約における請負人 → 例・・・元請・下請の関係における <u>下請</u> 一次下請・二次下請の関係における <u>二次下請</u>	<ul style="list-style-type: none"> 施工体制台帳の作成対象工事において、請け負った工事を他の建設業を営む者に請け負わせた場合における元請への通知
請負契約の当事者	建設工事の請負契約を締結する当事者	<ul style="list-style-type: none"> 請負契約の書面での締結



(※) いわゆる「元請」にのみ適用される規定は、「発注者から直接建設工事を請け負った・・・」などと表現される。
→ 「元請」にのみ適用される規定の例・・・下請負人に対する特定建設業者の指導、施工体制台帳の作成、監理技術者の設置

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年 (+3.1%)
全産業 508万円/年 1,956時間/年

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9] 685万人(10.4%) → [R5] 483万人(7.2%)

※賃金は「生産労働者」の数
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年度) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の処遇改善

○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

今回施行①

○標準労務費の勧告

・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

今回施行②

○契約前のルール

- 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化
- 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

○ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者に係る専任義務を合理化(例、遠隔通信の活用)

・国が現場管理の「指針」を作成(例、元下間でデータ共有)

➡ 特定建設業者*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)

今回施行③



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



タブレットを用いて情報共有を円滑化

第1章

「建設工事請負契約の締結」に関する10のルール

(1頁～)

- 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」は、発注者と受注者の関係に関して、**どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示す**ことにより、**法律の不知による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現**を図ることを目的としている（平成23年8月策定）。
- 令和6年12月からの改正建設業法の施行等を踏まえ、取引適正化を図るべく、同月にガイドラインを改定。

R6.9改訂箇所

受発注者間における建設業法令遵守ガイドラインの内容 **R6.12改定箇所**

1. **見積条件の提示等**（法第20条第4項、第20条の2）
2. **書面による契約締結**（法第18条、第19条第1項・第2項、第19条の3、第20条第1項及び第20条の2第4項）
3. **着しく短い工期**（法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）
4. **不当に低い請負代金**（法第19条の3）
5. **原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保**（法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）
6. 指値発注（法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第4項）
7. 不当な使用資材等の購入強制（法第19条の4）
8. やり直し工事（法第18条、第19条第2項、第19条の3）
9. 支払（法第24条の3第2項、第24条の6）

工期基準

振興基準

インボイス

関係法令の解説

- 10-1. 独占禁止法との関係について（建設業の下請取引に関する建設業法との関係）
- 10-2. 社会保険・労働保険等について（法定福利費の確保）
- 10-3. 建設工事で発生する建設副産物について
- 10-4. 下請中小企業振興法・振興基準との関係について

労務費価格転嫁指針

建設業法に抵触するおそれのある行為や取引適正化において必要な行為の例



発注者及び受注予定者が、**工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある**と認めるときは、**請負契約を締結する前に必要な情報を取引の相手方に通知**することが必要。



「**価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め**」の内容を契約書に記載しないことはもとより、記載している場合でもその内容が「**変更しない**」あるいは「**変更を認めない**」のように、**協議を前提としない規定である場合には、建設業法第19条第1項に違反**する。



建設工事に従事する者が**時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働により施工**することを前提とした**短い期間を工期とする下請契約を締結**した場合には、**建設業法第19条の5に違反**する。



受注予定者が請負契約締結前に請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い※、その後、その事象が発生し**変更の協議を申し出たが、発注者が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的に協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して着しく低い額となった**場合には、**建設業法第19条の3に違反**する。
※受注予定者が当該通知をしていなかったものの契約後の事象に基づき契約の変更協議を申し出た場合を含む

- 「建設業法令遵守ガイドライン」は、元請負人と下請負人の関係に関して、**どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すこと**により、**法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現**を図ることを目的としている（平成19年6月策定）。
- 令和6年12月からの改正建設業法の施行等を踏まえ、取引適正化を図るべく、同月にガイドラインを改定。

R6.9改訂箇所

建設業法令遵守ガイドラインの内容	R6.12改定箇所
1. 見積条件の提示等 （法第20条第4項、第20条の2）	
2. 書面による契約締結 （法第18条、第19条第1項・第2項、第19条の3、第20条第1項及び第20条の2第4項）	
3. 著しく短い工期 （法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）	
4. 不当に低い請負代金 （法第19条の3）	
5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保 （法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）	
6. 指値発注（法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第4項）	
7. 不当な使用資材等の購入強制（法第19条の4）	
8. やり直し工事（法第18条、第19条第2項、第19条の3）	
9. 赤伝処理（法第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項）	
10. 下請代金の支払（法第24条の3、第24条の6）	
11. 長期手形 （法第24条の6第3項）	
12. 不利益取扱いの禁止（法第24条の5）	
13. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存（法第40条の3）	
関係法令の解説	
14-1. 独占禁止法との関係について（建設業の下請取引に関する建設業法との関係）	
14-2. 社会保険・労働保険等について（法定福利費の確保）	
14-3. 労働災害防止対策について（実施者と経費の負担の明確化）	
14-4. 建設工事で発生する建設副産物について	
14-5. 下請中小企業振興法・振興基準との関係について	

建設業法に抵触するおそれのある行為や取引適正化において必要な行為の例



工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、**請負契約を締結する前に必要な情報を取引の相手方に通知**することが必要。



「価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め」の内容を契約書に記載しないことはもとより、記載している場合でもその内容が「変更しない」あるいは「変更を認めない」のように、**協議を前提としない規定である場合には、建設業法第19条第1項に違反**する。



建設工事に従事する者が**時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働により施工することを前提とした短い期間を工期とする下請契約を締結した場合には、建設業法第19条の5に違反**する。



下請負人が請負契約締結前に請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い、その後、その事象が発生し**変更の協議を申し出たが、元請負人が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的に協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となった場合には、建設業法第19条の3に違反**する。

元請・下請間だけでなく、**取引全体の発注者・受注者が取引適正化に向けた取り組みを行うことが重要**であり、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。（平成23年8月策定、令和6年12月改定）

工期基準

振興基準

インボイス

インボイス

手形サイトの短縮

労務費価格転嫁指針

第1章 「建設工事請負契約の締結」に関する8つのルール (P 1)

ルール1	見積条件の明確化と 適正な見積期間	ルール6	指値発注の禁止
ルール2	書面による当初契約の締結	ルール7	不当な使用資材等の 購入強制の禁止
ルール3	著しく短い工期の禁止	ルール8	やり直し工事
ルール4	不当に低い発注金額の禁止	ルール9	支払
ルール5	請負代金及び工期の変更に関する 規定の適切な設定・運用	ルール10	関係法令の遵守

ルール
1
(P4)

見積依頼は、工事内容、工期等の契約内容をできる限り具体的に提示し、受注予定者が見積りを行うに足りる期間を設けなければならない

<p>●このルールの趣旨</p>	<p>➡ 施工責任範囲及び施工条件不明確による発注者・受注者間の紛争を防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受注予定者が適正な見積を行うため、工事見積条件が明示されていることや、見積落とし等が生じないように検討する期間を確保する 	<p>P4</p>
<p>●見積条件の提示</p>	<p>➡ 工事の具体的内容（14の項目）を提示することが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 見積依頼時の提示しなければならない内容は、契約締結時に書面化すべき事項（テキストP15下から3行目参照） <p>①～⑥</p> <p>⑦ 価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め（建設業法の改正：令和6年12月13日施行）</p> <p>⑧～⑭</p> <p>※ 「工事内容」は、最低限テキスト本文7つの事項を明示</p>	<p>P4 ～ P5</p>
<p>●具体的内容が確定していない事項</p>	<p>➡ その旨を明確に示すことが必要</p>	<p>P5</p>

(現行)

(建設工事の請負契約の内容)
第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
一～六 (略)
七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
八 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
九～十六 (略)

天災不可抗力条項に関しては、「算定方法に関する定め」と規定

資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」の記載は求められていない
→「契約変更をしない」といった内容を約する契約についても許容されるものと解される余地
契約変更条項を契約書上設けない契約が約6割

(改正後)

八 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め

契約書(イメージ)

第〇条 請負代金の変更方法

- ・ 発注者又は受注者は、材料価格に著しい変動を生じたときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。
- ・ 変更額は、協議して定める。etc ...

資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項として明確化
→「契約変更をしない」といった内容を約する契約については許容されない

ルール1：見積条件の明確化と適正な見積期間

● 見積条件の明確化	➡ 見積依頼は書面で行う	P5
● 追加工事又は変更工事	➡ <u>工事施工環境の条件と実際の工事現場の状況との乖離等による追加工事等の発生</u> により、当初の予定どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じる場合に、追加・変更契約を行う際にも見積り手続きが必要	P5
● 見積期間	➡ 予算価格に応じて一定の見積期間を設けることが必要	P5
● 公共工事の見積期間	➡ 国の場合、「予算決算及び会計令」第74条の規定が適用	P6
● 建設業法上違反となる（恐れがある）行為事例	➡ （テキスト参照）	P6

- 発注者から受注予定者に対する通知（建設業法の改正：令和6年12月13日施行）

- 発注者は、工期や請負代金額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、契約締結前に、その旨を当該事象の状況の把握に必要な情報と併せて、書面又はメール等により、通知（受発注者双方が保存しておくことが望ましい）が必要（上記以外の情報についても、任意に通知可）
 - ➡ 「工期や請負代金額に影響を及ぼす事象」とは
 - ▶ 地盤の沈下（※）、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象（文化財保護法に基づく埋蔵文化財調査とその結果に基づく対策等を含む。）
 - ※ 地盤沈下に関する情報は、発注者が契約締結以前に十分に確認することが求められる。
 - ▶ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象
 - ➡ こうした事象に関する情報が受注予定者に通知されないまま請負契約が締結され、建設工事が施工された場合、受注者予定者がしわ寄せを受ける
 - ➡ 設計図書と工事施工環境の乖離といった事象は、工期等に影響を及ぼす可能性があるならば、発注者・受注予定者双方が十分に現場確認などし、契約内容に反映のうえ、契約締結。
 - ➡ 上記の確認によっても明らかにならない事象についても、受注予定者からの通知は妨げられず、事象が発生した場合は、発注者・受注予定者双方が適切に設計、請負代金又は工期に関する変更協議を行う。

<p>●受注予定者の見積りのルール</p>	<p>➡ 発注者・受注者間の金額折衝において、適正な請負価格の設定を促すことにつながるだけでなく、ダンピングを防止</p> <p>● <u>請負契約の締結に際し、経費の内訳や工期の工程ごとの日数等を明らかにした見積を行うよう努めなければならない</u></p>	<p>P8</p>
<p>●「工事の種別」とは</p>	<p>➡ 切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような「工事の別」及び本館、別館のような「目的物の別」を指す</p>	<p>P8</p>
<p>●「経費の内訳」とは</p>	<p>➡ 労務費、材料費、共通仮設費、現場管理費、機械経費、建設副産物（建設発生土等の再生資源や産業廃棄物）の適正処理に要する経費、法定福利費等の別を指す（ルール10-2、10-3参照）</p>	<p>P8</p>
<p>●「法定福利費」とは</p>	<p>➡ 義務的に負担しなければならない社会保険や労働保険の保険料が含まれた法定福利費を必要経費として適正に確保する (標準見積書の活用等により適正に見積もり、見積書に内訳明示すべき)</p>	<p>P8</p>
<p>●公共工事の入札金額の内訳提出</p>	<p>➡ 見積能力のない者や見積りをせずに入札に参加する者を排除</p>	<p>P8</p>

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化
- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を**注文者に通知する義務**



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

契約書(イメージ)
第〇条 請負代金の**変更方法**

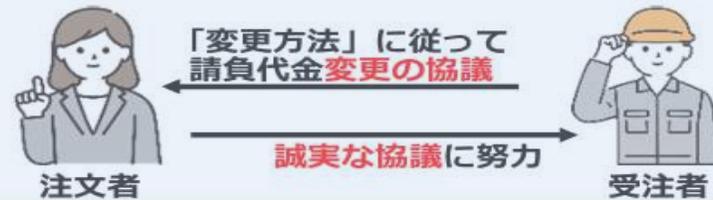
- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。
- ➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

発注者・受注者双方にもたらされる効果

請負契約の当事者である発注者・受注者間におけるリスク情報と予見可能性の共有

●受注予定者から発注者に対する通知

➔ 受注予定者は、工期や請負代金額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、発注者に対して、契約締結前（見積書の交付時等）に、当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、通知（書面又はメール等により行い、受発注者双方が保存しておくことが望ましい）しなければならない

●「工期や請負代金額に影響を及ぼす事象」

- ① 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- ② 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

●「発生するおそれがあると認める」

- ▶ 受注予定者の有する知見に基づき事前に予測が可能

● おそれ情報を通知するか否か

- ▶ 工事内容や見積もった工期などに応じて受注予定者自ら判断
- ▶ おそれ情報の通知から当該事象の発生までには相当程度の期間（工期の比較的短い工事においてそのようなおそれが発生することは想定しにくい）

●「当該事象の状況の把握のため必要な情報」→根拠情報

- ▶ 受注予定者の通常の事業活動において把握でき、
 - ・ メディア記事、資材業者の記者発表又は公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料
 - ・ 下請業者や資材業者から提出された過去の同種工事における見積書など価格の上昇がわかる資料等に裏付けられた情報

おそれ情報に係る省令・ガイドラインの定め

① 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

※「主要」かどうかについては、工事の施工に当たり数量的にあるいは使用頻度的に大宗を占めるために欠くことのできないこと、工事原価において大きな比重を占めること又は数量若しくは比重若しくは使用頻度が少ないにもかかわらず工事の施工に大きな影響を及ぼすこと等をもって判断する。

② 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

であって、天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものが挙げられる。

※ 契約締結時点で未発生为天災その他の自然的な事象については、発生蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、当該事象により生じうる①や②の事象は、同項により通知が義務づけられる情報とは想定しがたい。

①のうち天災その他自然的な事象により生じる事象に係るおそれ情報

- ✓ ハリケーンにより、特定原料の世界シェアの大半を持つ工場が被災したため、当該原料が出荷不能となって工期延長を求めおそれがある
- ✓ コロナ禍で某国の市内全域がロックダウンされたため、特定資材の納入遅延が生じ工期延長を求めおそれがある
- ✓ 特定資材が慢性的に不足している中、大規模地震が発生したため、当該資材の価格が高騰し金額変更を求めおそれがある

①のうち人為的な事象により生じる事象に係るおそれ情報

- ✓ メーカー工場で火災が発生したため、寡占製品である資材の納入遅延に伴う工期延長を求めおそれがある
- ✓ A資材は独占状態となっているところ、メーカー製造量が集中しているため、納期遅延による工期延長を求めおそれがある
- ✓ B国からの輸入自主規制により、貨物船の運航ができなくなっているため、資材の変更に伴う金額変更又は工期延長を求めおそれがある
- ✓ ××紛争と円安の影響により、生コン価格が高騰し金額変更を求めおそれがある

②のうち天災その他自然的な事象により生じる事象に係るおそれ情報

- ✓ 震災復旧のために全国から各職種の職人が必要となっているため、労務費上昇による工期延長や金額変更を求めおそれがある
- ✓ コロナウィルスによる行動制限により、技能者の確保が困難となっているため、工期延長を求めおそれがある
- ✓ 大規模規制の期間があらかじめ定められた道路工事について、雨天が続いた場合には工期順守のために夜間にも施工する必要が生じる上に、同時期に近隣で施工している別発注者の道路工事でも同様の事態が想定されることから、技能者確保のための追加人件費を求めおそれがある

②のうち人為的な事象により生じる事象に係るおそれ情報

- ✓ 半導体工場の急激な増加により、専門工事を担う技能者の奪い合いが生じているため、人件費増による金額変更を求めおそれがある
- ✓ 都市再開発の需要増により解体工事が増大しているため、産業廃棄物処理業者の処理能力が超過し工期延長を求めおそれがある

●見積関係の新たなルール

【受注予定者】

- ・「材料費等記載見積書」を作成するよう努めなければならない
 - 工事の種別ごと
 - 材料費、労務費、~~その他の経費~~
 - ▶ 当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの
 - ▶ 当該建設工事の施工のために必要な経費
 - 工事の工程ごと
 - 作業及びその準備に必要な日数
- ・「材料費等記載見積書」に記載される材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであってはならない

【発注者】

- ・ 建設工事の請負契約に際して、上記の内容を考慮するよう努めなければならない
- ・ 当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るような見積の変更を求めてはならない

●「通常必要と認められる原価に満たない金額」の請負契約の締結禁止

➡ 受注予定者への適用

- ✓技能労働者の処遇改善のため、注文者から技能者を雇う下請業者に対し、賃金原資である労務費に加え、法定福利費、安全衛生経費等の必要経費が適正に支払われる必要。
- ✓第三次・担い手三法の改正による、技能者の処遇改善のための新たなルール導入も踏まえ、契約当事者間において適正な見積りを取り交わす契約慣行を広く定着させるため、官民一体となった取組加速化が必要。

技能者の処遇改善に必要な下請代金の確保

- 建設業法における「通常必要と認められる原価」として、**労務費・材料費等に加え、法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金その他の労働者の雇用に伴う必要経費等が想定。**

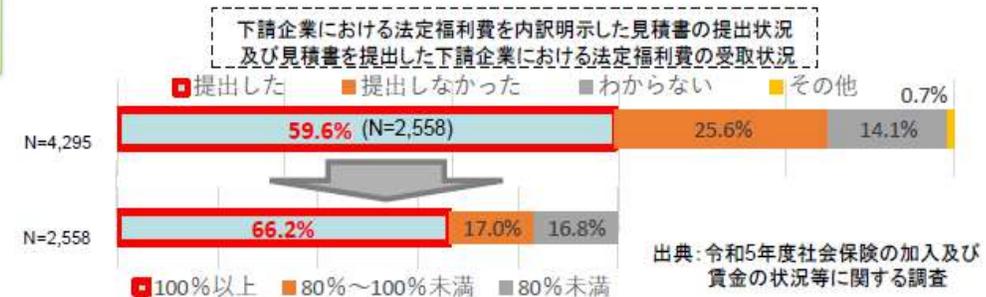
※イメージ図



- 今後、適正施工に必要な**労務費・必要経費の内訳等を記載した見積書の作成が努力義務化**
- 併せて、著しく低い**労務費や必要経費による見積り・見積り変更依頼を禁止**

適正な見積書を取り交わす契約慣行の必要性

- これまで、**労務費及び法定福利費、安全衛生経費を含む適正な見積り**について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。
- 現在、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している下請業者は59.6%。そのうち66.2%は内訳明示した額を受け取り。



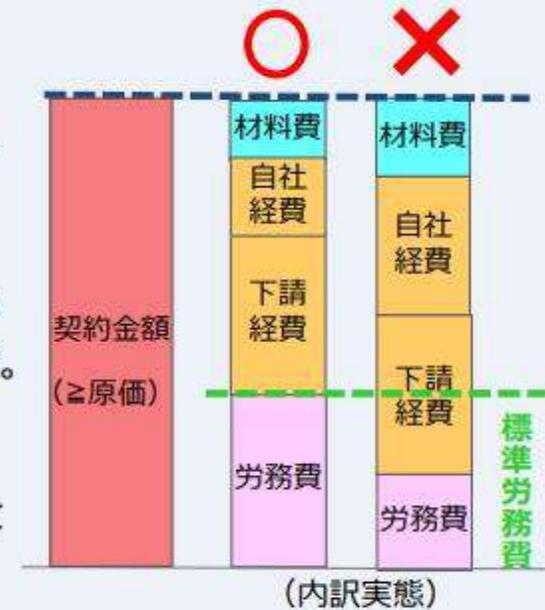
- 労務費・必要経費の行き渡りには適切な見積りが不可欠だが、まだ不十分。
- 法の施行に向け、**適切な見積書を取り交わす契約慣行の定着に向け、官民一体となって取組を加速化させる必要。**

- 「著しく低い労務費」を禁止し、適正水準の労務費で見積り・契約しても、他の経費が大幅に削減され、総価では原価割れとなれば、**実質的には適正な労務費が確保されない**のと同じ。

⇒ 労務費「単体」を対象とした規制と併せて、「総価」での原価割れを禁止することとした。

- 一方、総価での原価割れだけを禁止しても、労務費が適正水準で見積り・契約されていないならば、**適正な水準の労務費を行き渡らせることは困難**。

⇒ 労務費について、総価という積算の「結果」への規制だけでなく、見積書の作成・調整の「プロセス」を規制することで、適正水準の確保を確実にする必要。



見積り
～契約

労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

著しく低い労務費等による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止**

+

契約
段階

不当に低い請負代金の禁止

総価での原価割れ契約を受注者にも**禁止**



技能者への賃金の確実な行き渡り

○ 「著しく低い労務費」をどのように判断するのか？



- 「著しく低い」か否かは、「労務費の基準」を基準に判断。
- 一方、「著しく低い」の水準を「マイナス10%」等の具体的数値により対外的に明示することには課題。
(実際に取引される労務費が下限値(基準マイナス0%)に張り付くおそれ)



- 業法違反が疑われる悪質なケースなどの「警告事例集」(※)の作成・周知を検討。

※業法上違反となるおそれがある行為、または、違反となる行為事例について実際の違反事例を含め、分かりやすく記載したガイドラインを想定

- 取引の現場に混乱を生じさせないよう柔軟に運用

- 第三次担い手三法（令和6年改正）により、中央建設業審議会において、新たに「労務費に関する基準」を作成・勧告することとされたことを踏まえ、労務費の基準の活用方法及び作成のための具体的な検討を行うため、同審議会にワーキンググループを設けて議論することとする。

委員

(学識者等)

榎並 友理子 (日本アイ・ピー・エム(株)執行役員テクノロジー事業本部製統括本部長)
恵羅 さとみ (法政大学社会学部准教授)
大森 有理 (弁護士)
座長 小澤 一雅 (政策研究大学院大学教授)
楠 茂樹 (上智大学法学部教授)
佐藤 あいさ (パシフィックコンサルタンツ(株)事務管理センター副センター長 兼 人事・総務労務室長)
西野 佐弥香 (京都大学大学院工学研究科准教授)
長谷部 康幸 (全国建設労働組合総連合金対策部長)
堀田 昌英 (東京大学大学院工学系研究科教授)
前田 伸子 ((公社)日本建築積算協会専務理事)

(受注者側)

青木 富三雄 ((一社)住宅生産団体連合会環境部長 兼 建設安全部長)
荒木 雷太 ((一社)岡山県建設業協会会長・(一社)全国建設業協会元副会長)
岩田 正吾 ((一社)建設産業専門団体連合会会長)
白石 一尚 ((一社)日本建設業連合会人材確保・育成部会長)
土志田 領司 ((一社)全国中小建設業協会会長)

(発注者側)

太田 清 (三菱地所(株)執行役員経営企画部長・(一社)不動産協会企画委員会委員長)
小沼 豊 (松戸市建設部長)
小林 秀行 (東京都財務局技術管理担当部長)
丸山 優子 ((株)山下PMC代表取締役社長)
渡邊 美樹 ((独)都市再生機構本社住宅経営部次長)

※50音順・敬称略・
令和6年12月26日現在

主な論点

- 「労務費の基準」の実効性確保について
 - ・ 入札時・契約時における実効性の確保
 - ・ 契約後における労務費・賃金の行渡りの担保
 - ・ 行政（Gメン）による検証
- 「労務費の基準」の作成について
 - ・ 基準の計算方法
 - ・ 基準の作成単位（都道府県別につくるか等）
 - ・ 基準の改定（頻度等）

スケジュール

令和6年9月10日 第1回WG開催【済】

11月6日 第2回WG開催【済】

12月26日 第3回WG開催

令和7年2月頃 第4回WG開催

3月頃 第5回WG開催

(以降、議論の進捗状況に応じてWGを随時開催)

令和7年11月頃までに中央建設業審議会にて労務費の基準の勧告

「労務費の基準」に関する基本方針【概要】①

9月10日 第1回
労務費の基準WG
にて概ね合意

（１）「労務費の基準」の目的

- **適正な水準の労務費**（賃金の原資）が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の**すべての段階において確保**され、**技能労働者の賃金として行き渡ること**を目指す。
- 具体的には、
 - ・**契約当事者間での価格交渉時に参照**できる、「適正な工事実施のために計上されるべき労務費」の**相場観として機能**させること
 - ・これに連動して、改正建設業法において著しく低い労務費等による契約の締結が禁止されたことを踏まえ、新ルールの実効性確保のため、**行政が指導監督する際の参考指標**としても活用することを目的として、基準を作成する。

（２）「労務費の基準」の活用・運用に関する基本方針

- 見積もる立場の中小事業者や一人親方を含め、事業者に対し、労務費の基準の**活用方法を分かりやすく示す**とともに、**契約時において、労務費の基準に基づく見積りと書面での契約を業界慣行としていく**。
また、基準の作成に際し、契約当事者間で労務費の基準が適切に活用されるよう、**業界団体にも参画いただくなど重要な役割を担っていただく**こととする。
- 基準の作成と活用だけでなく、下請・技能者に対する**労務費や賃金の支払のコミットメントや賃金行渡り状況の調査等の手段も用いて**、労務費の行き渡りの担保を図ることとする。
- 行政による、受発注者双方に対する**処遇改善に向けた取組の実施状況の調査の実施**や、場合によっては、改正建設業法に基づく**指導監督や勧告公表等の規制的手法も効果的に用いることにより、ルールの浸透・定着**を図ることとする。
 - ① 労務費の基準を相場観とした見積り、契約による適切な労務費の確保、
 - ② 確保された労務費が下請業者まで行き渡り、技能者に賃金として支払われる仕組みづくり、
 - ③ これらのルールの行政による検証、
など総合的な取組により労務費の基準の所期の目的の達成を図る。
- 技能者の賃上げにつながるよう、**公共工事・民間工事問わず、公共工事設計労務単価を基礎として計算された労務費が、技能者を雇用する事業者まで行き渡るような水準で労務費の基準を設定**することとする。

「労務費の基準」に関する基本方針【概要】②

9月10日 第1回
労務費の基準WG
にて概ね合意

（3）「労務費の基準」の作成に関する基本方針

- 契約交渉時の相場観として活用されることを踏まえ、**中小事業者や一人親方であっても使いやすい仕様で作成**することとする。
具体的には、**技能者の職種ごと**に、現在の契約でも用いられている**単位施工量当たりの金額（1 t、1 m³作業あたりいくら）として設定**することを基本とし、工種や規格の違いなどによる**細分化は最小限**にとどめる。
- 新たなルールを持続可能なものとするため、公共工事設計労務単価（1人1日いくら）を基礎とした**適切な労務費・賃金水準の確保を前提**としつつ、**生産性（単位時間あたり施工量（1日あたり何人で作業するか））の部分での競争の余地を残す**こととする。
- いったん基準を公表した後においても、基準の仕様・水準も含め、必要に応じ修正を加える**アジャイル型の考え方に則って検討・実装を進める**こととする。
- 全ての職種、工種について同時に議論、作成するのではなく、**職種別に、順次検討を進める**こととする。

労務費の基準の作成の暫定方針(案)

11月6日 第2回
労務費の基準WG
にて議論

(1) 「労務費の基準」の計算方法

- 労務費の基準については、工事の完成を請け負うという請負契約の労務費の目安として、**労務単価（円/人日（8時間））×歩掛（人日/単位あたり施工量）の計算式によって単位施工量あたりの労務費として示す**ことを基本とする。
- その際、**労務単価については、公共工事設計労務単価を適用**する。
（賃金相当分以外の「雇用に必要な経費」についても、これまで国として確保の取組を推進してきた、社会保険の法定福利費（事業主負担分）、建退共掛金、安全衛生経費などを中心に、その取扱いについて引き続き整理し、公表時において明示、周知徹底する。）
- **歩掛については、国交省直轄工事で用いられている歩掛（土木工事標準歩掛、公共建築工事における歩掛）を活用**する。
ただし、**公的な歩掛が把握されていない戸建住宅等**については、住宅関係の団体等と意見交換を行い、**対応方針を検討**する。
（工事規模を始めとする施工条件によって適切な歩掛は異なるため、労務費の基準を公表する際に、適用した歩掛を適用条件を含めて明示するとともに、個々の建設工事において、当該工事の施工条件や建設業者の施工能力に応じて適切な値を当てはめて見積りを行うべきことを周知徹底する。）
- 上記の考え方に沿って、労務費の基準（素案）の作成に向けた職種別の意見交換を開始するが、その意見交換の中で、**上記の考え方について不都合が生じた場合には、適時見直しを行う。**

(2) 「労務費の基準」の作成単位

- 細分化は最小限にとどめるという基本方針を踏まえ、**基本的に、規格・仕様（※）ごとに労務費の基準を作成することはしないものとする。**
※たとえば、建築の型枠工事においては、「ラーメン構造階高3．5～4．0m程度」、「ラーメン構造階高2．8m程度」等の規格・仕様ごとに分かれる。
- その上で、建築と土木を区別するか、工種をどの程度区別するか等については、**職種別の意見交換において、具体的な細分化の程度を検討**する。
（労務費の基準を公表する際に工種や規格、工事規模等の仮定条件を明示するとともに、個々の建設工事において条件が異なる場合には適正額も異なることをガイドライン等で示す。）
- 技能者の経験・技能に応じた賃金の支払いについては、基準そのものをC C U Sレベル別に作成するのではなく、特殊な技能が必要な工種について別カテゴリで労務費の基準を作成することを検討するとともに、制度全体の「行き渡り」の仕組みの中で他の手段により担保する。

(3) 「労務費の基準」の改定

- 個々の請負契約時において**受注者側による適切な見積り**がなされるよう促すことを前提として、**更新については基本的に年1回（公共工事設計労務単価や標準歩掛の改定と連動した更新）**とすることを基本として、引き続き検討を行う。

ルール
2 - 1
(P10)

請負契約の締結・契約変更に当たっては、契約の内容を明示した適正な契約書を作成し、発注者・受注者の双方が相互に交付しなければならない

●このルールの趣旨	➡ 請負契約の明確性及び正確性を担保・紛争の発生を防止・請負契約の「片務性」の改善	P10
●請負契約の締結	➡ 口約束は厳禁！ <u>着工前に適正な契約書を取り交わす</u> ことが必要	P10
●適正な契約書とは	➡ 建設業法で定める一定の事項を記載することが必要 ①～⑦ ⑧ 価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め（※令和6年12月13日施行） （※契約書面の記載例） ・ 「（発注者と受注者が）協議して定める。」 ・ 「（発注者と受注者が）協議して定める。協議に当たっては、工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する」 → <u>上記の旨の記載をしない、協議を前提としない記載（「変更しない」「変更を認めない」）は建設業法違反</u> ⑨～⑮	P10

<p>● 工期の設定時</p>	<p>➔ 適正な施工を行うためには、<u>施工内容に応じた適切な工期設定</u>が必要</p>	<p>P11</p>
<p>● 短い工期</p>	<p>➔ 短い工期で契約する場合は、<u>短い工期を前提とした請負代金の額</u>で請負契約を締結することが必要</p>	<p>P11</p>
<p>● 契約書の基本</p>	<p>➔ <u>公共工事標準請負契約約款、民間工事標準請負契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約</u>が基本 [掲載：239頁～]</p>	<p>P12</p>
<p>● 標準請負約款に比べて片務的な内容による契約</p>	<p>➔ <u>建設業法上不適当</u>（不当に低い請負代金につながる可能性が高い）</p> <p>● 民間工事の中には、民間工事標準請負契約約款等を大幅に修正した契約が締結されており、その修正内容が受注者に過大な義務を課す等、次のような片務的な内容となっている。</p> <p>① <u>価格等が変動した場合における契約変更についての定めが、「契約後の請負代金の増額や工期変更を認めない」など実質的に契約変更の規定を置いていないと認められる場合</u></p> <p>①②～⑥⑦ （略）</p>	<p>P12 ～ P13</p>

●追加工事・変更契約	➡ <u>当初契約と同様</u> に、契約書の取り交わしが必要	P13
●注文書・請書による契約	➡ 注文書・請書による契約は、一定の要件を満たすことが必要 <u>(1) ①～④の全ての要件を満たすこと</u> <u>(2) ①～⑥の全ての要件を満たすこと</u> (契約方法) ●個別契約書 ●注文書・請書 + 基本契約書 ●注文書・請書 + 基本契約約款	P13
●建設業法上違反となる（恐れがある）行為事例	➡ (テキスト参照)	P14
●ワンポイントアドバイス⑥	➡ (テキスト参照)	P14
●ワンポイントアドバイス⑦	➡ (テキスト参照)	P15

契約前のルール

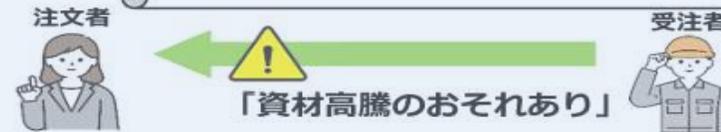
- 資材高騰に伴う**請負代金等の「変更方法」**を**契約書の法定記載事項**として明確化
- 受注者は、**資材高騰の「おそれ情報」**を**注文者に通知する義務**



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

契約書(イメージ)
第〇条 請負代金の**変更方法**

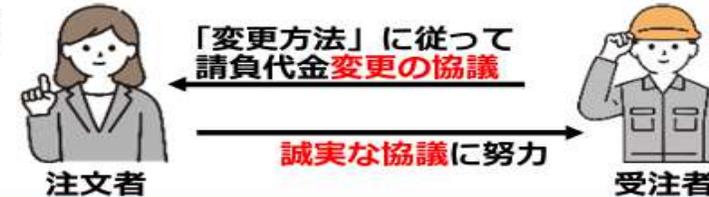
- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。
- ➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

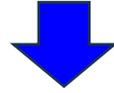
20

発注者・受注者双方にもたらされる効果

請負契約の当事者である発注者・受注者間におけるリスク情報と予見可能性の共有

- 受注者による変更協議の申し出と発注者は誠実に協議に応じる努力義務

契約後に工期又は請負代金に及ぼす事象が発生した場合



- 受注者は、発注者に対して、工期の変更、工事内容の変更又は請負代金額の変更についての協議を申し出ることができる
- 発注者は、正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応じるよう努めなければならない
- ➔ 新たなルールに基づき契約前に受注者から発注者に通知した事象が実際に発生した場合の変更協議
 - 受注者から申し出られた契約の変更協議は、契約変更の必要性や変更の内容、変更すべきとする根拠について十分に協議を行うため、発注者はまずは協議のテーブルについたうえで、変更の可否について受注者に説明が必要。
 - 以下のような対応を行うことは、今回の改正により、発注者は、「誠実に協議に応じるよう努めなければならない」とされた建設業法の趣旨に反する
 - ・ 受注者から申し出られた契約の変更協議の開始自体を正当な理由なく拒絶する
 - ・ 申し出後に合理的な期間以上に協議開始をあえて遅延させる
 - ・ 協議の場において一方的に受注者の主張を否定したり、十分に当該主張を聞き取ることなく一方的に発注者の主張のみを伝えて協議を打ち切る

<p>● 契約後に工期や請負代金に影響を及ぼす事象が発生した場合の変更協議（受注者による通知がされていない場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の法改正により、新たに設けられたルールに基づく受注者からの通知がないものであっても、通知されていないことのみをもって発注者が契約変更協議を拒む理由にはならず、契約書に記載しなければならない重要事項⑥～⑧に基づく契約上の定めに従って、上記に準じて誠実に協議に応じることが求められる。 ○ 受注者においても、新たなルールに基づく事前の通知とは別途、契約締結後に判明した事象により契約内容を変更する可能性がある場合には、変更の可能性が生じてからなるべく早い時期に発注者にその旨を通知しておくことが望ましい。 ※ このような留意点について、発注者及び受注者は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する基本指針」を踏まえて対応すべきである。 ※ 協議開始の遅延等により変更協議が長期化した場合には、必要に応じて工期見直し等を行うことが求められる。
<p>● 発注者・受注者間の建設業法令遵守ガイドライン改定の附則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般に、建設工事の請負契約の締結に係る受発注者間の交渉は相当程度長期間にわたるものであり、本ガイドラインの改正の際現に当該交渉が進捗している場合等においては、おそれ情報の通知を行うことが困難である場合も考えられる。その場合、当該交渉においては「おそれ情報の通知をしない」とすることは妨げられないが、受注者から発注者に対して契約締結前にその旨説明しておくことが望ましい。また、当該契約の締結後に生じた事象により変更協議を行う場合は可能な限り本ガイドラインの趣旨に沿った対応を行うことが望ましい。

■ 公共工事における取り扱い

- 今回の法改正により新たに設けられたルールに基づく受注者から情報は、落札者決定後から契約締結まで（随意契約においては、契約予定者決定後から契約締結まで）に通知
- 当該情報は参考とする情報として取り扱われるものである。すなわち、入札自体は発注者が示す条件に沿って行われるものであるため、当該情報が予定価格を含む入札の条件や請負代金を含む契約（変更契約を含む。）の内容に影響を与えるものではないことに留意が必要
- 当該情報に係る事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議について、公共工事標準請負契約約款に沿った請負契約及び各発注者が定めるその運用基準に基づき協議の対応を行うことが原則
- 設計図書と工事施工環境の乖離等について疑念があればあらかじめ「仕様書等に対する質問書」等の質問の機会において発注者に対し質問しておき、契約後は、公共工事標準請負契約約款に沿った請負契約の定めに従った設計変更等の協議にて対応すべきものである。このため、発注者は、当該質問の機会を設けることとともに、適切に設計変更等の協議をすべき
- 当該情報に係る事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができる。
- 改正法による改正後の入契法第13条第2項により、入契法施行規則第1条に規定する事象（主要な資機材の供給の不足又は資機材の価格の高騰及び労務の供給の不足又は価格の高騰）が発生した場合に受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、その公共工事を発注した各省各庁の長等は誠実に協議に応じなければならないとされている。
- これらの協議について、公共工事標準請負契約約款に沿った請負契約及び各発注者が定めるその運用基準に基づき協議の対応を行うことが原則であり、建設業法及び入契法の趣旨も踏まえて当該請負契約等に基づく対応を適切に行うことをもって、誠実な協議とされるものである。

ルール
2-2
(P16)

請負工事に関し追加工事等が発生した場合には、着工前に書面による変更契約を締結しなければならない

●このルールの趣旨	➡ 当初契約と同様に、口約束による変更契約は、当該変更契約の明確性及び正確性が担保されず、紛争防止の観点で望ましくない	P16
●追加工事等の着工前に書面で	➡ 当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、その内容を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない	P16
●追加工事などの内容が直ちに確定できない場合	➡ 一定の事項（①～③）を記載した書面を追加工事等の着工前に取り交わし、契約変更等の手続は、全体数量等の内容が確定したときに、遅滞なく行うことが必要	P16 ～ P17
●追加工事等の費用	➡ 一方的に受注者に負担させた場合、不当に低い請負代金の禁止（ルール4）に違反するおそれ	P17
●発注者が関係する建設業法上違反	➡（テキスト参照）	P17

<p>●建設業法上違反となる (おそれがある) 行為事例</p>	<p>➡ (テキストを併せて参照)</p> <p><u>建設業法令遵守ガイドラインの改訂により追加</u></p> <p><u>【建設業法上違反となる行為事例】</u></p> <p>① <u>価格等が変動した場合における契約変更についての定めが、「契約後の請負代金の増額や工期変更を認めない」など実質的に契約変更の規定を置いていないと認められる場合</u></p> <p>②① (略)</p> <p>③② (略)</p> <p><u>【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】</u></p> <p>④ <u>請負契約締結前に受注予定者が請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い、その後、その事象が発生したため協議を申し出た又は当該通知をしなかったものの請負契約締結後に請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生したため変更の協議を申し出たが、自己の取引上の地位を不当に利用して一方的にその協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となった場合</u></p>	<p>P17</p>
--------------------------------------	---	------------

ルール
2 - 3
(P18)

請負工事に関し工期が変更となった場合には、着工前に書面による変更契約を締結しなければならない

<p>●このルールの趣旨</p>	<p>➡ 工期の変更は、請負金額の額の変更や費用負担等について十分な協議が行われないと、紛争防止の観点で望ましくない</p> <p>● <u>契約変更手続きが行われた後</u>に工事に着手</p>	<p>P18</p>
<p>●協議を円滑に行うため</p>	<p>➡ 当初の契約書において、工期の変更等における定めについて、できる限り具体的に定めておくことが望まれる</p>	<p>P18</p>
<p>●着工後の工期変更で、変更後の工期が直ちに確定できない場合</p>	<p>➡ 一定の事項（①、②）を記載した書面を工期を変更する必要があると認めた時点で取り交わし、変更契約等の手続は、<u>変更後の工期が確定</u>した時点で<u>遅滞なく行う</u>ことが必要</p>	<p>P19</p>
<p>●工期の変更に伴う費用を一方的に受注者に負担</p>	<p>➡ 不当に低い請負代金の禁止（ルール4）に違反するおそれ</p>	<p>P19</p>
<p>●追行工事等の発生に起因する工期変更の場合</p>	<p>➡ ルール2 - 2が該当</p>	<p>P19</p>

●建設業法上違反となる
(おそれがある) 行為事例

➡ (テキストを併せて参照)

【建設業法上違反となる行為事例】

① (略)

【建設業法上違反となるおそれのある行為事例】

② 請負契約締結前に受注者が工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い、その後、その事象が発生した又は当該通知をしていなかったものの請負契約締結後に工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生したため変更の協議を申し出たが、発注者が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的に協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となった場合

P19

ルール
3
(P20)

請負契約に際して、適正な工期設定を行う必要があり、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することを禁止する

●このルールの趣旨	➡ R6.4の改正労働基準法の適用に対応できず、事故の発生や手抜き工事につながるおそれ	P20
●著しく短い工期	<p>➡ 著しく短い工期で請負契約を締結することは禁止</p> <p>→ 単に定量的に短い期間を指すのではなく、「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された工期</p> <p>注) たとえ、発注者と受注者との間で合意している工期であっても、それが時間外労働時間の罰則付き上限規制を上回る違法な労働時間を前提として設定されているような工期である場合には、「著しく短い工期」と判断される</p> <p>➡ 受注者にも適用（建設業法の改正：令和7年12月までに施行）</p>	P20
●違反した発注者は	➡ 勧告 又は 公表 される場合も	P20
●工期変更が必要な場合	➡ 当初契約と同様、「 著しく短い工期 」の 禁止が適用	P21

- 建設業法上違反となる（おそれがある）行為事例の追加・改正①

➡（テキストを併せて参照）

建設業法令遵守ガイドラインの改訂（R6.12）により改正

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

①（略）

② 発注者が、「工期に関する基準」の内容を考慮することなく、短複数の受注予定者から提示された工期の見積りのうち、最も期間がいものを一方的に工期として決定し、通常よりもかなり短い期間を工期とする請負契約を締結した場合

③② 受注予定者が、発注者から提示された工事内容を適切に施工するため、「工期に関する基準」の内容を踏まえ、猛暑日などの不稼働日や建設工事に従事する者の休日等を考慮して、適切な工期の見積りを行ったにも関わらず、発注者がその内容を尊重せず、それよりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結し契約を締結した場合

④③（略）

P21

- 建設業法上違反となる（おそれがある）行為事例の追加・改正②

➡（続き）

⑤ 発注者が設計変更や追加工事を依頼したあるいは発注者において設計図面の承認が遅れたなど、受注者の責めに帰さない理由により、工期に不足が生じることとなったにもかかわらず、必要な工期の変更あるいは人員増を行わなかった結果、通常よりもかなり短い期間となった場合

⑥ 請負契約締結前に受注予定者が工期に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い、その後、その事象が発生した又は当該通知をしなかったものの請負契約締結後に工期に影響を及ぼす事象が発生したため変更の協議を申し出たが、発注者が一方的に協議に応じなかった結果、通常よりもかなり短い工期となった場合

【建設業法上違反となる行為事例】

⑦ 発注者が、当該建設工事に従事する者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働により施工することを前提とした短い期間を工期とする請負契約を締結した場合

P21

<p>●ワンポイントアドバイス⑨</p>	<p>➡ <u>時間外労働時間の罰則付き上限規制</u>は、<u>建設業</u>でも他産業と同様に、<u>令和6年4月1日から適用</u> 【時間外労働の上限】 （1）原則 月45時間、年間360時間 （2）特別条項 ① 年間最大720時間 ② 単月100時間（休日出勤含む） ③ 2～6ヶ月の複数月平均80時間（休日出勤含む） ④ 月45時間超え6月まで</p>	<p>P21</p>
<p>●ワンポイントアドバイス⑩</p>	<p>➡ 「工期に関する基準」では、工期を設定するに当たり、<u>適切な工期となるようにいくつかの考慮すべき事項を掲げている</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然要因 ・ 休日、法定外労働時間 ・ イベント ・ 労働・安全衛生 ・ 準備期間、後片付け期間 など <p>➡ <u>令和6年3月27日改正</u></p>	<p>P22</p>

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 自然要因 | (6) 関係者との調整 |
| (2) 休日・法定外労働時間 | (7) 行政への申請 |
| (3) イベント | (8) 労働・安全衛生 |
| (4) 制約条件 | (9) 工期変更 |
| (5) 契約方式 | (10) その他 |

・自然要因(猛暑日)における不稼働を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

- 第1章では、本基準を作成した背景や、建設工事の特徴、請負契約及び工期に関する考え方（公共、民間（下請契約含む））、本基準の趣旨及び適用範囲、工期設定に受発注者の責務について記載。

第1章 総論

(1) 背景

(2) 建設工事の特徴

(i) 多様な関係者の関与

- 建設工事の工期については、**元下間などの各々の下請契約においても適正な工期が確保されるように全工程を通して適切に設定**することが求められる

(ii) 一品受注生産

- 供与目的に応じて、**発注者から、一品ごとに受注して生産**され、受注した工事ごとに、工程が異なるほか、目的物が同一であっても、天候や施工条件等によって施工方法は影響を受けるため、追加工事や設計変更、工程遅延が発生する場合がある

(iii) 工期とコストの密接な関係

- 建設工事において、**品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関係**しており、**ある要素を決定するに当たっては、他の要素との関係性を考慮**しなければならない

(3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方

(i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方

- 建設工事の請負契約については、建設業法第18条、第19条等において、**受発注者間及び元下間が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結**し、信義に従って誠実に履行しなければならない
- **建設業法や労働基準法などの規定を遵守**し、工期を定めようとする期間を通じて、十分な協議や質問回答の機会、調整時間を設け、適正な工期を設定する
- 上記は**当初契約だけでなく変更契約についても同様**である

(ii) 公共工事

- 建設業法に加え、**公共工事品質確保法や入札契約適正化法において 公共工事独自のルール**が定められている
- 元請負人は、工事を円滑に完成するため、**関連工事との調整を図り**、必要がある場合は、下請負人に対して指示を行うが、**工期の変更契約等が生じる場合は、元下間で協議・合意の上、工期や請負代金の額を変更**する

(iii) 下請契約

- 元請負人は、下請負人による時間外労働規制の遵守を前提とした適切な人員や工期ごとの工期についての見積りを尊重する。
- 前工程で工程遅延が発生した場合は、**後工程がしわ寄せを受けないように、元下間で協議・合意の上、工期や請負代金の額を変更**する

(4) 本基準の趣旨

- 適正な工期の設定や見積りにあたり**発注者及び受注者（下請負人含む）が考慮すべき事項の集合体**であり、**建設工事において適正な工期を確保するための基準**

(5) 適用範囲

- **本基準の対象は、公共工事・民間工事を問わず、発注者及び受注者（下請負人を含む）を含む、あらゆる建設工事が対象**
- 本基準における**工期とは、建設工事の着工から竣工**までの期間



(6) 工期設定における受発注者の責務

- 公共工事、民間工事を問わず、建設工事の請負契約を締結するに当たっては、**適正な工期を設定できるように、契約の当事者が対等な立場で、それぞれの責務を果たす必要性**がある
- 工期設定における**発注者 / 受注者が果たすべき責務**について規定

- 第2章では、自然要因や休日・法定外労働時間、契約方式、関係者との調整、行政への申請、工期変更等、工期全般にわたって考慮すべき事項について記載。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

(1) 自然要因

- ・ 降雨日・降雪日（雨休率の設定 等）
- ・ 猛暑日（夏期におけるWBGT値31以上の場合の不稼働等）
- ・ 寒冷・多雪地域における冬期休止期間 等

(2) 休日・法定外労働時間

- ・ 時間外労働規制の遵守を徹底
- ・ **週休2日（4週8休）**をすべての建設現場に定着させていくためには、**建設業界が一丸となった意識改革が必要**。価値観の転換のためには、**4週8閉所の取組は有効な手段の一つ**であると考えられる。また、維持工事など、工事の特性・状況によっては、**交代勤務制による建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保が有効な手段の一つ**であると考えられる。
- ・ ただし、**必ずしも4週8閉所等が適当とは限らない工事が存在する**。
- ・ 週休2日に当たっては、**日給制技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意**し、労務費等その他の必要経費に掛かる見直し等の効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準の確保等を図る。

(3) イベント

- ・ 年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク、地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日 等

(4) 制約条件

- ・ 鉄道近接、航空制限などの立地に係る制限
- ・ 周辺への振動、騒音、粉塵、臭気、工事車両の通行量等に配慮した作業や搬出入時間の制限

(5) 契約方式

- ・ 契約方式によっては、**受注者（候補者含む）が施工段階より前に工期設定に関与する場合**があり、**受注者の知見を設計図書等に反映**し、受発注者双方の協議・合意の上で、**施工段階の適正な工期を確保していくことが重要**

- ・ **分離発注**の場合は、**発注者が、分離発注した個々の工事の調整を行い、適正な工期を設定**すると共に、**前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組等を行う必要がある**。

(6) 関係者との調整

- ・ 電力・ガス事業者などの占用企業者等との協議調整に要する時間 等

(7) 行政への申請

- ・ 交通管理者（警察）との道路工事等協議、道路使用許可申請等に要する時間 等

(8) 労働・安全衛生

- ・ 労働安全衛生法等関係法令を遵守し、**労働者の安全を確保するための十分な工期を設定**することで、**施工の安全性を確保**するとともに、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を確保することが必要であり、契約締結に当たっては、**安全及び健康の確保に必要な期間やこれらの経費が適切に確保されることが必要**
- ・ 勤務間インターバル制度等の働き方改革に資する取り組みも有効 等

(9) 工期変更

- ・ 当初契約時の工期で施工ができない場合、**工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議して合意したうえで施工を進める**。
- ・ 工期変更等に伴う工期延長や、工程遅延等が生じたにも関わらず工期延長ができず、**後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる等の場合は、受発注者間で協議の上、必要な請負代金の額の変更等、適切な変更契約を締結**。

(※) 受発注者間で契約条件の変更等をした場合には、その結果を適切に元下間の契約に反映

(10) その他

- 第3章では、準備段階・施工段階・後片付け段階の各工程において考慮すべき事項について記載。
- 第4章では、民間発注工事の大きな割合を占める住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの4分野については、分野別の考慮事項を記載。

第3章 工程別に考慮すべき事項

(1) 準備

(i) 資機材調達・人員確保

- ・ 資機材の流通状況や職種・地域により特定の人材が不足する場合があるため、必要に応じ、それぞれの調達に要する時間
- ・ 使用人の指揮命令下において運送事業者の物品納入や、オペレーターが建設機械を現場に搬入する時間

(ii) 資機材の監理や周辺設備

- ・ 工事用資機材の保管及び仮置き場の設置や駐車場の確保、宿泊施設の手配等に要する時間 等

(iii) その他

(2) 施工

(i) 基礎工事

- ・ 杭、山留等に関する考慮事項

(ii) 土工事

- ・ 地山掘削、盛土工事に関する考慮事項

(iii) 躯体工事

- ・ 構法、鉄骨等に関する考慮事項

(iv) シールド工事

- ・ シールドマシンの制作時間、先行作業 等

(v) 設備工事

- ・ 荷揚げ設備による制約（クレーン、エレベーター、リフト、構台）やサッシ・建具の取り付けの遅れ等に関する考慮事項

(vi) 機器製作期間・搬入時期

(vii) 仕上工事

- ・ 地山掘削、盛土工事、塗装工事・タイル工事等に関する考慮事項

(viii) 前面及び周辺道路条件の影響

(ix) その他

- ・ アスベスト対応（届出、前処理、除去作業、事後処理）に要する時間

(3) 後片付け

(i) 完了検査

- ・ 自主・消防・官公庁等の完了検査に要する時間

(ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間

(iii) 原形復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

(1) 住宅・不動産分野

(i) 新築工事

(ii) 改修工事

(iii) 再開発事業

(2) 鉄道分野

(i) 新線建設や連続立体交差事業等の工事

(ii) 線路や駅等の改良工事

(iii) 線路や構造物の保守工事

(3) 電力分野

(i) 発電設備

(ii) 送電設備

(4) ガス分野

(i) 新設工事

(ii) 改修工事

- 第5章では、働き方改革・生産性向上に向け、他社の優良事例を参考にすることが有効である旨を記載。
- 第6章では、本基準を運用するうえで考慮すべき事項などを記載。

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

建設業の働き方改革や生産性向上を進めるに当たっては、自社の取組のみならず、他社の優良事例を参考にして、様々な創意工夫を行っていくことも必要である。そのため、別紙として『建設業における働き方改革推進のための事例集』から取り組みを抽出し、別紙を作成『週休2日達成に向けた取組の好事例集』：https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001612258.pdf

第6章 その他

(1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応

法令違反行為の疑義情報を受け付ける**駆け込みホットライン**が設置されており、締結された請負契約が、本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合は、**発注者、受注者、元請負人、下請負人問わず、適宜相談が可能**

著しく短い工期による請負契約を締結したと判断された場合には、許可行政庁は、建設業法第19条の6に基づき発注者に対する**勧告を行うことができる**ほか、勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することが可能

(2) 建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応

令和3年後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各種建設資材価格が高騰している状況を踏まえ、政府は、産業分類ごと取引事業者全体のパートナーシップを構築することで、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境の整備を図っている。建設業においても世界的な需要量の増加や原材料価格の高騰などが原因とみられる各種建設資材における一部納品遅延や価格、労務費の高騰を踏まえると、**サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が図られることが必要**であり、発注者、受注者の十分な理解・協力が不可欠である。市場価格等を参考に受発注者間で協議・同意したうえで、工期や請負代金の額の変更等、適切な契約の変更を実施する必要がある。

(3) 基準の見直し

今後、**本基準の運用状況を注視する**とともに、本基準の運用状況等を踏まえて必要がある場合は、**適宜、見直し等の措置を講ずる**。また、今後の長時間労働の是正に向けた取組や、i-Constructionなどの生産性向上に向けた取組などの状況については、本基準の見直しの際に適宜検討し、必要に応じて本基準に盛り込んでいくことが必要

ルール
4
(P23)

自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはならない

●このルールの趣旨	➡ 請負代金の決定にあたっては、施工条件等を踏まえた合理的なものにすることが必要	P23
●「自己の取引上の地位を不当に利用する」とは？	➡ <u>取引上優越的な地位</u> にある発注者が、希望する価格による取引に応じない場合は、その後の取引において <u>不利益な取扱いがあり得ることを示唆するなどして、「通常必要と認められる原価」を下回る額での取引を受注者に強要する</u>	P23
●「取引上の優越的な地位」とは？	➡ 受注者の発注者への <u>取引依存度等により判断</u>	P23 ～ P24
●「地位の不当利用」とは？	➡ 請負代金の額の決定にあたり <u>受注者と十分な協議が行われたかどうか</u> といった対価の決定方法等により判断	P24
●「通常必要と認められる原価」とは	➡ 当該工事を施工するために <u>一般的に必要と認められる①～④の経費の合計額</u>	P24

<p>● 契約変更時</p>	<p>● 当初契約と同様、<u>「不当に低い請負代金」の禁止が適用</u></p> <p>➔ 受注者が、今回の法改正により設けられた新たなルールに基づき請負代金の額の変更の協議を申し出たにもかかわらず、発注者が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的に協議に応じないこと等により、変更後の工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を押し付けることも該当する。</p>	<p>P25</p>
<p>● 建設業法上違反となるおそれがある行為事例の追加・改正</p>	<p><u>建設業法令遵守ガイドラインの改訂（R6.12）により改正</u></p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 発注者の責めに帰すべき事由により<u>設計図書や工事内容、工期が変更され、工事費用が増加したにもかかわらず、発注者が請負代金の増額に応じない場合</u></p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥ <u>受注者が請負契約締結前に請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い、その後、その事象が発生した又は当該通知をしていなかったものの請負契約締結後に請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生したため変更の協議を申し出たが、発注者が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的に協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となった場合</u></p>	<p>P25</p>

ルール
5
(P26)

原材料費等の高騰や資材不足が発生している状況では、請負代金及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用しなければならない

<p>●このルールの趣旨</p>	<p>➡ 原材料費等の高騰や資材不足が発生している状況では、<u>取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期を確保することが必要</u></p>	<p>P26</p>
<p>●適切に設定・運用</p>	<p>➡ 請負代金額又は工期の変更に関する契約条項を適切に設定し、適切な協議・必要な変更契約を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事標準請負契約約款【第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）・第22条（受注者の請求による工期の延長）】 ・ 民間工事標準請負契約約款（甲）【第31条（請負代金額の変更）・第30条（工事又は工期の変更等）】 <p>➡ <u>価格転嫁は、発注者、元請負人、下請負人を問わず、サプライチェーン全体で取り組むことが必要であるため、以下のことに留意</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>発注者・受注者間で適切な対応を図る</u> ・ <u>「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(以下「価格転嫁指針」という)」における発注者として採るべき行動/求められるべき行動」④</u> ・ <u>下請中小企業振興法に基づく振興基準</u> 	<p>P26</p>

<p>●発注者が受注者との協議や契約変更に応じない場合</p>	<p>➡ 「不当に低い発注金額の禁止」「著しく低い工期の禁止」に違反するおそれ ※ 事前通知をしていなかったものを含む</p>	<p>P26</p>
<p>●原材料費等の高騰・納期遅延の状況</p>	<p>➡ <u>独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれ</u></p> <p>① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと</p> <p>② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと</p>	<p>P27</p>
<p>●建設業法上違反となるおそれがある行為事例の改正</p>	<p><u>建設業法令遵守ガイドラインの改訂（R6.12）により改正</u></p> <p><u>受注者が建設業法第20条の2第2項に基づき関連する情報を通知していた場合を含め、</u>原材料費、労務費、エネルギーコスト等（以下「原材料費等」という。）の高騰や資材不足など発注者及び受注者双方の責めに帰さない理由により、施工に必要な費用の上昇、納期の遅延、工事全体の一時的中止、前工程の遅れなどが発生しているにもかかわらず、<u>請負代金の額や工期の変更に関する</u>受注者からの協議に<u>発注者が正当な理由なく</u>応じず、必要な変更契約を行わなかった場合</p>	<p>P27</p>

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買ったたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的なコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置し**、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

出典：公正取引委員会資料

今回の調査の背景

- 公正取引委員会は、価格転嫁円滑化に関する政府全体の施策「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、令和4年1月26日に下請法運用基準を改正し、同年2月16日、公正取引委員会のウェブサイト上の「よくある質問コーナー（独占禁止法）」（独占禁止法Q&A）において、下記の①又は②に該当する行為が独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化。

独占禁止法Q&A（公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ20）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

- 上記の独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案や価格転嫁の状況等の把握のため、**令和4年度に「緊急調査」（令和4年度調査）を、令和5年度に「特別調査」（令和5年度調査）を実施。**主な取組は次のとおり。
 - ✓ 書面調査及び立入調査を実施し、**独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者に注意喚起文書を送付。**
 - ✓ 令和5年度調査では、令和4年度に注意喚起文書送付の対象となった発注者4,030名及び事業者名公表の対象となった13名に対しフォローアップ調査を実施。
 - ✓ 令和5年度調査の結果、**原材料価格やエネルギーコストと比べて労務費の転嫁が進んでいない結果となったことを踏まえ、令和5年11月29日に、内閣官房と公正取引委員会との連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（労務費転嫁交渉指針）を策定・公表。**
 - ✓ 内閣官房は、事業所管省庁に対して業界団体へ労務費転嫁交渉指針の徹底と取組状況のフォローアップの実施を促すよう要請。公正取引委員会は、全国で企業向け説明会を実施し、都道府県及び各種団体と連携して労務費転嫁交渉指針を周知。

労務費転嫁交渉指針のフォローアップや価格転嫁の状況等の把握を目的として「**令和6年度 価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査**」（令和6年度調査）を実施。

令和6年度調査の概要

【通常調査（書面）】（対象事業者数 110,000名）

- ・ 受注者・発注者の双方の立場での回答を求める調査。
- ・ 令和5年度調査の結果、コストに占める労務費の割合が高いこと又は労務費の上昇分の価格転嫁が進んでいないことが判明した「労務費重点21業種」を含む43業種が対象。
- ・ 労務費転嫁交渉指針のフォローアップや価格転嫁の円滑化の取組の状況等を調査。

【令和5年度調査における注意喚起対象8,175名に対するフォローアップ調査（書面）】

- ・ 注意喚起対象8,175名について価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。

【事業者名公表10名に対するフォローアップ調査】

- ・ 令和5年度に事業者名公表の対象となった10名（事業者名公表10名）について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査（9ページ参照）。

【労務費転嫁交渉指針に基づく積極的な取組に関する調査】

- ・ 労務費転嫁交渉指針を認知し、同指針に沿った取組を行っている発注者及び受注者87名から、他の事業者の参考となる取組事例を聴取。

書面調査の結果を踏まえた立入調査
（369件実施）

- ▶ 労務費転嫁交渉指針を知っていたと回答した発注者のうち同指針に沿った行動をしていなかった9,388名に、注意喚起文書を送付（5ページ参照）。
- ▶ 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者6,510名に、注意喚起文書を送付（8ページ参照）。

- ▶ 労務費転嫁交渉指針上の発注者及び受注者が採るべき行動ごとに、他の事業者の参考となる取組を紹介。

＜受注者における取組事例＞ ①都道府県労働局に赴き、価格交渉の際に活用できる数値・資料等について相談した上で、価格改定の依頼文書に最低賃金の引上げ状況を盛り込み、発注者と交渉を行った、②交渉時に発注者に対して労務費転嫁交渉指針を提示し、積極的に労務費転嫁の要請を行うなどし、交渉の結果、取引価格の引上げが実現した 等

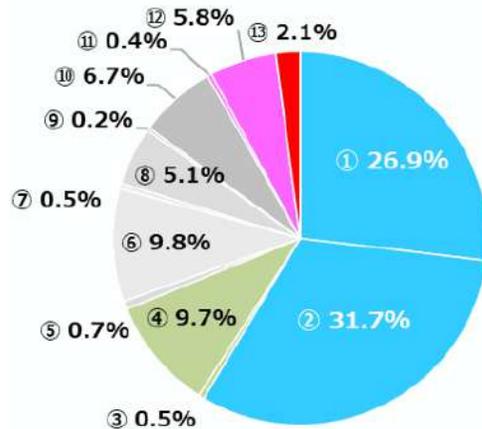
原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2024年9月で7回目。

成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉・価格転嫁それぞれの実施状況について、中小企業に対して「①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

出典：中小企業庁資料

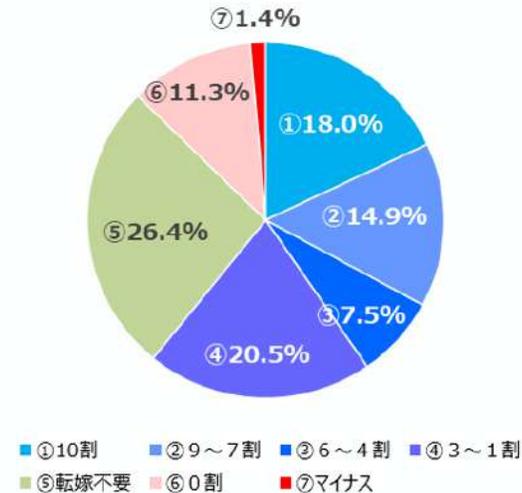
建設

直近6か月間における価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑨	入札方式により価格を決定しているため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑩	入札方式により価格を決定しているため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑫	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑬	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

直近6か月間における価格転嫁の状況(コスト全般)



n = 10,152

転嫁率：50.3%

アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

- 材料費・人件費が高騰している状況を踏まえ、発注側企業から価格改定の打診があり、価格引き上げとなった。
- 国土交通省が公表している「公共工事設計労務単価」資料に基づく適正価格及び必要経費を提示して交渉し、ほぼ満額の回答をもらった。
- ▲労務費が高騰していることを、物価指数と照らし合わせ、資料を持参して交渉したが、回答すらもらえなかった。
- ▲価格交渉を申し出たが、「自助努力で解決してください」「他の業者に発注する」「受注量が減る」などと言われ、交渉を拒否された。

ルール
6
(P29)

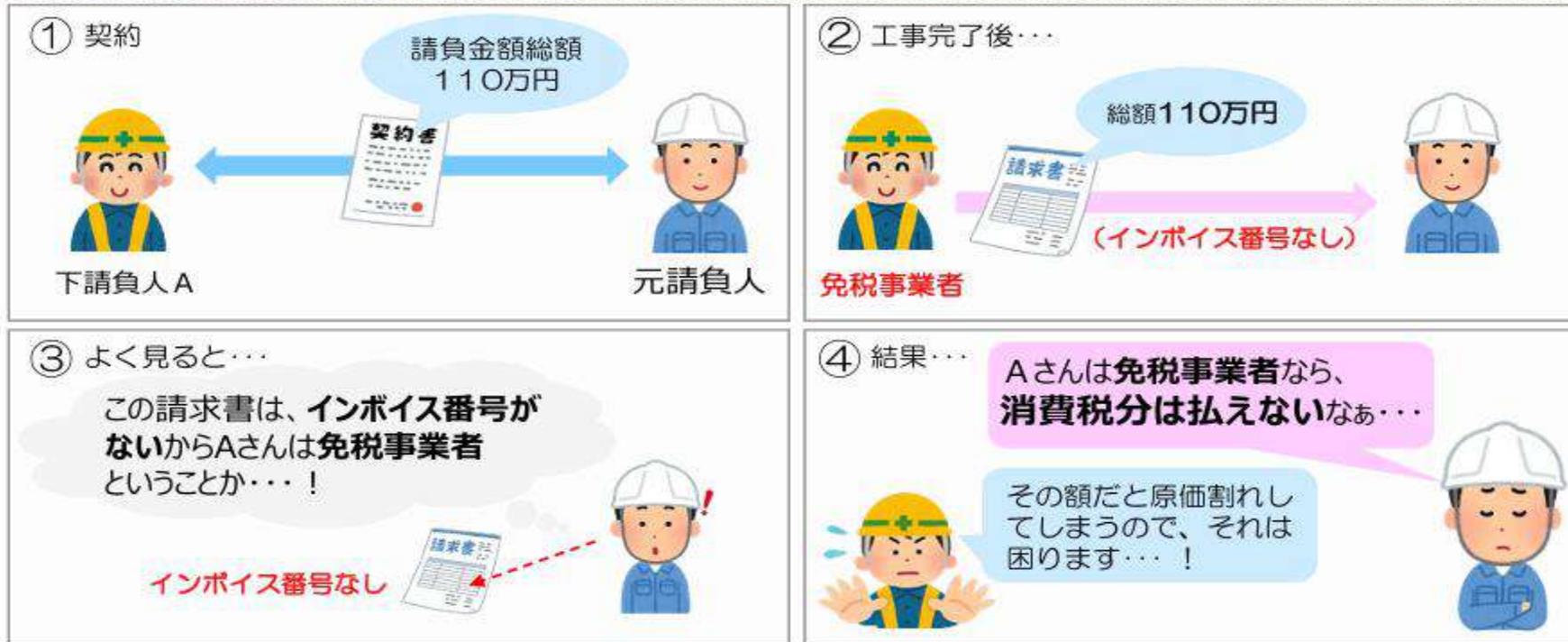
自己の取引上の地位を不当に利用して、指値発注してはならない

●このルールの趣旨	➡ <u>手抜き工事、不良工事等の原因</u> となるばかりか、中小零細企業の <u>経営の安定を阻害</u>	P29
●指値発注	➡ <u>積算根拠を明らかに</u> して受注者と <u>十分に協議を行う</u> ことが必要	P29
●請負代金	➡ 施工条件等を反映した合理的なものにする	P29
●一方的な指値発注は厳禁	➡ <u>建設業法上問題となるおそれ</u> ➡ <u>公共工事の場合は変更契約時に注意</u>	P30
●歩切り	➡ (53頁参照)	P30

<p>●建設業法上違反となるおそれがある行為事例の追加</p>	<p><u>建設業法令遵守ガイドラインの改訂（R6.9）により改正</u></p> <p>【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】</p> <p>①～③ （略）</p> <p><u>④ 発注者が、免税事業者の受注者に対して、消費税相当額を含まない契約単価を一方的に提示し、受注者と協議を行うことなく、当該単価により積算した額で請負契約を締結した場合</u></p> <p>【建設業法上違反となる行為事例】</p> <p>④<u>⑤</u>・⑤<u>⑥</u> （略）</p>	<p>P31</p>
---------------------------------	--	------------

インボイス制度後の免税事業者との建設工事の請負契約に係る
建設業法上の考え方の一事例

- 「請負金額総額110万円」で建設工事の請負契約を行った。
- 工事完了後、**インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請負人が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない**ことにした。



➤ **それ、建設業法違反です!**



元請負人（下請契約の注文者）が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人に対して、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない（減額する）行為により、請負金額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。

ルール
7
(P32)

請負契約の締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、使用資材等又はこれらの購入先を指定して、受注者の利益を害してはならない

●このルールの趣旨	➡ 契約締結後の使用資材の指定は、すでに使用資材等を購入している受注者に損害を与えたり等、 <u>受注者の利益を不当に害するおそれ</u>	P32
●規制の対象となる行為	➡ 「不当な使用資材等の購入強制」の禁止は、 <u>請負契約締結後の行為</u>	P32
●「受注者の利益を害する」とは	➡ 受注者に <u>金銭面及び信用面において損害</u> を与えること	P33
●発注者が使用資材等の指定を行う場合	➡ あらかじめ、 <u>見積条件としてこれらの項目を提示</u> する必要がある	P33
●建設業法上違反となる（恐れがある）行為事例	➡ （テキスト参照）	P33

ルール
8
(P34)

発注者が費用を全く負担することなく、受注者に対して工事のやり直しを求めることができるのは、受注者の施工が契約書に明示された内容と異なる場合又は受注者の施工に瑕疵等がある場合に限られる

<p>●このルールの趣旨</p>	<p>➡ やり直し工事に係る費用を不当に受注者に負担させた場合、 <u>受注者を経済的に不当に圧迫</u></p>	<p>P34</p>
<p>●「受注者の責めに帰する理由がある場合」とは</p>	<p>➡ 受注者の施工が契約書に明示された内容と異なる場合又は受注者の施工に瑕疵等がある場合 注) ①や②場合は、<u>発注者が費用の全額を負担することなく、やり直しを要請することはできない</u></p>	<p>P34</p>
<p>●受注者の責めに帰さないやり直し工事</p>	<p>➡ やり直し工事に係る費用について、<u>受注者と十分に協議した上で、契約変更を行う必要</u>がある</p>	<p>P35</p>
<p>●建設業法上違反となる（恐れがある）行為事例</p>	<p>➡（テキスト参照）</p>	<p>P35</p>

ルール
9-1
(P36)

発注者は、請負契約に基づく目的物の引渡しを受けた場合、受注者に対し、請負契約において取り決められた請負代金の額を、できる限り速やかに支払うことが望ましい

●このルールの趣旨	➡ 発注者は、元請下請間の支払に関する規定も考慮	P36
●請負代金の支払期間	➡ 請求を受けた日から支払日までの期間（※）は <u>できる限り短く</u> ※ 公共工事標準請負契約約款33条では、40日以内	P36
●違反した特定建設業者	➡ 51日目から、遅延利息が発生	P37
●望ましくない行為事例	➡ (テキスト参照)	P37

ルール
9-2
(P38)

発注者は、請負代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行うことがないようにすることが望ましい

<p>●このルールの趣旨</p>	<p>➡ 「割引を受けることが困難と認められる手形」は、現金払と同等の効果が期待できない（下請負人の利益保護）</p>	<p>P38</p>
<p>●手形期間</p>	<p>➡ <u>60日以内で、できるだけ短い期間とする</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>公正取引委員会及び中小企業庁において、令和6年11月1日以降に交付される手形期間が60日を超える手形は、下請法上の「割引困難な手形」に該当するおそれがあるものとして指導の対象とされたことを受け、建設業法上の「割引困難手形」についても、同様とされることに留意</u> <p>➡ <u>パートナーシップ構築宣言「ひな形」の改正(R6.11)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. ①・② (略) ③ <u>手形などの支払条件</u> <u>下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。</u> ④・⑤ (略) 	<p>P38</p>
<p>●望ましくない行為事例</p>	<p>➡ (テキスト参照)</p>	<p>P39</p>

ルール
10-1
(P40)

事業者による不公正な取引方法を禁止する独占禁止法についても、建設業法と同様に遵守しなければならない

<p>●このルールの趣旨</p>	<p>➡ 建設業の取引については、事業者による「<u>不公正な取引方法</u>」を禁止する<u>独占禁止法によっても規制</u>がなされている</p>	<p>P40</p>
<p>●独占禁止法の排除措置</p>	<p>➡ 建設業法第19条の3（不当に低い発注金額）又は第19条の4（不当な使用資材等の購入矯正）の規定に違反している場合、独占禁止法の「優越的地位の濫用」にも該当するおそれがある</p> <p>➡ また、ルール1からルール9までのルールは、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の項目に関係している</p>	<p>P40</p>
<p>●ワンポイントアドバイス</p>	<p>➡ 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」を知っていますか？</p>	<p>P41</p>

ルール
10-2
(P42)

社会保険・労働保険の必要経費を適正に考慮しなければならない

<p>●このルールの趣旨</p>	<p>➡ 強制加入方式である社会保険・労働保険に要する費用 <u>(法定福利費)</u> は、<u>必要経費として適正に考慮</u>することが必要</p>	<p>P42</p>
<p>●社会保険・労働保険への加入のルール</p>	<p>➡ 社会保険・労働保険への加入は、建設業許可の取得・更新の要件</p> <p>➡ 法定福利費相当額を一方的に削減したり、含めない金額で請負契約を締結した場合、発注者・受注者間の取引依存度等によっては、<u>不当に低い請負金額の禁止 (ルール4)</u> に違反するおそれ</p>	<p>P42</p>

中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現する必要がある

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 建設業社会保険推進連絡協議会の設置 (H24.5設置、H29.5改組)
 - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)により構成
 - ・実施後5年(H29年度)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有
 - ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大等 (H24.7~)
 - ・未加入企業に対する減点幅の拡大(H24.7~)、減点措置の厳格化(W点の下限値をゼロからマイナスへ見直し)(H30.4~)
- 許可更新時等の確認・指導 (H24.11~)
 - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
 - ・未加入の企業は保険担当部局に通報
- 許可要件化 (R2.10~)
 - ・建設業法を改正し、社会保険への加入を建設業許可の要件化

3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施 (H26.8~段階的に実施)
 - ・二次以下の下請企業についても加入企業に限定(H29.4~)
 - ・二次以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施(H29.10~)
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
 - ・加入企業への限定を図ることを入札契約適正化法に基づき要請(H28.6)
 - ・公共標準約款を改正し、下請企業を加入企業に限定する規定を創設(H29.7)

4. 民間発注工事における対策の実施

- 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用 (H30.1~)

5. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン(課長通知)の制定 (H24.11~)
 - ・元請企業は、下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・平成29年度以降は、①未加入企業を下請企業に選定しない、②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めない取扱い
 - ・令和2年10月より社会保険加入確認のCCUS活用の原則化
 - ・令和4年4月より働き方自己診断チェックリストを活用した、一人親方の実態の適切性の確認を強化

6. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4~)
 - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
 - ・専門工事業団体毎に「標準見積書」を作成し、活用を開始(H25.9~)
 - ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底(H28.6~)
 - ・研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等による周知・啓発
 - ・標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を再度要請(R3.12~)
- 請負代金内訳書への法定福利費の内訳明示 (H29.7)
 - ・標準約款(公共/民間/下請)を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示

- 法定福利費の支払い状況に関する実態調査の実施 (H29.9~)

7. その他

- 周知・啓発・相談体制の充実等
 - ・相談窓口の設置、全国社会保険労務士会連合会との連携強化(H28.7~)
 - ・地元の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を都道府県単位で開催(H29.7~R元)、「適切な保険」についてフローチャート形式で確認できるリーフレットの作成、周知(H30.1~)

ルール
10-3
(P44)

建設現場から発生する建設副産物の運搬・処理に要する経費を適正に考慮しなければならない

<p>●このルールの趣旨</p>	<p>➡ 発注者から直接工事を請け負った受注者は、<u>建設副産物を適切に運搬・処理する義務</u>があるため、<u>これに要する経費を適正に考慮</u>することが必要</p>	<p>P44</p>
<p>●運搬・処理に要する経費を適正に考慮</p>	<p>➡ 受注者は、建設副産物の適正処理に要する経費を<u>適正に見積り</u>、発注者に交付する見積書に明示し、<u>発注者は、当該見積書を尊重し、対等な立場で受注者との契約交渉</u>をしなければならない</p>	<p>P44</p>

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害** (令和3年7月)
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**(令和4年3月)



盛土による災害の防止に関する検討会 提言 (令和3年12月24日) <抜粋>

危険な盛土等の発生を防止するための仕組み

【基本的考え方】

- 危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール(新たな法制度)を創設し、規制を強化していくべき。
- 廃棄物が混じっていない土は、自然由来のものであり、適切に活用し、又は自然に還していくべきもの
- 新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても搬出先の適正を確保するための方策を講じることが重要。**
- 有効利用されている実態を踏まえると、搬出先の適正確保と有効利用を一体的に図る仕組みが効果的
- 発注者側における取組については、まずは国が率先して取り組むことはもとより、地方公共団体や民間発注者についても、これまで以上に積極的な役割を果たすことが求められる。

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- 建設発生土について、全ての公共工事発注者に指定利用等※の原則実施を要請
※工事の発注段階で搬出先を指定する等
- 発注者に対し、契約締結時における適切な処理費用負担や、予期せぬ費用増が生じた場合には追加負担について受注者と適切に協議することを要請
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者については、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める
- 民間工事も含めた取組として、資源有効利用促進法の計画制度を強化し、元請業者に対し、**事前に搬出先が適正であることを確認**させることや、**実際にそこに搬出されたことを受領書で確認**させる仕組みを構築

ルール
10-4
(P45)

建設工事に関係する事業者は、相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係を構築していく必要がある

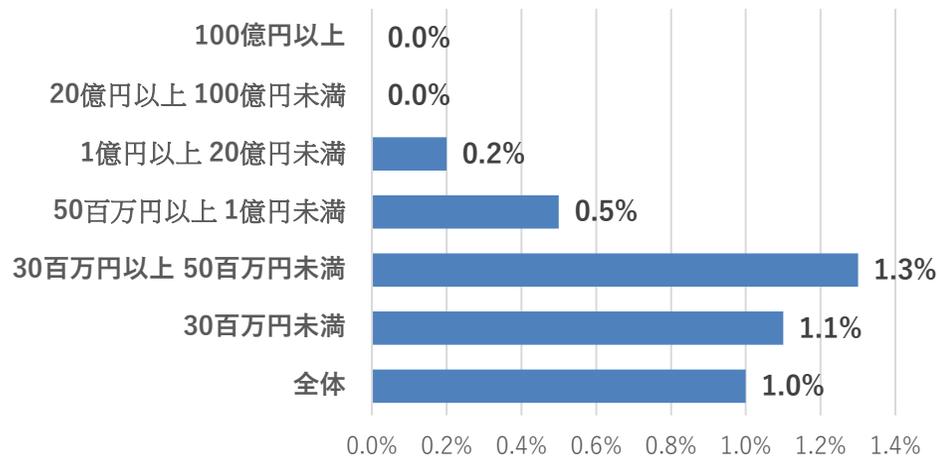
<p>●このルールの趣旨</p>	<p>➡ 下請中小企業振興法は、下請振興を図る観点から、建設工事の請負が適用されない下請法よりも、対象となる取引の範囲が広く、<u>全ての取引が対象</u></p>	<p>P45</p>
<p>●下請中小企業振興法・振興基準との関係</p>	<p>➡ 建設工事の請負契約の発注者・受注者間、元請・下請だけでなく、建設工事に関係する取引においても、振興基準に示す下記事項について配慮の徹底等が必要であるとともに、<u>物価高の局面において、労務費の上昇分を適切に転嫁できる環境が重要であるため、価格転嫁指針の行動を適切にとったうえで、取引価格を決定することに留意</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対価の決定の方法の改善 ○ 下請代金の支払方法の改善 ○ 働き方改革の促進を阻害する取引慣行の改善 ○ 業種別ガイドライン及び自主行動計画 ○ パートナーシップ構築宣言 	<p>P45</p>

建設工事における発注者・受注者間の契約取引の実態

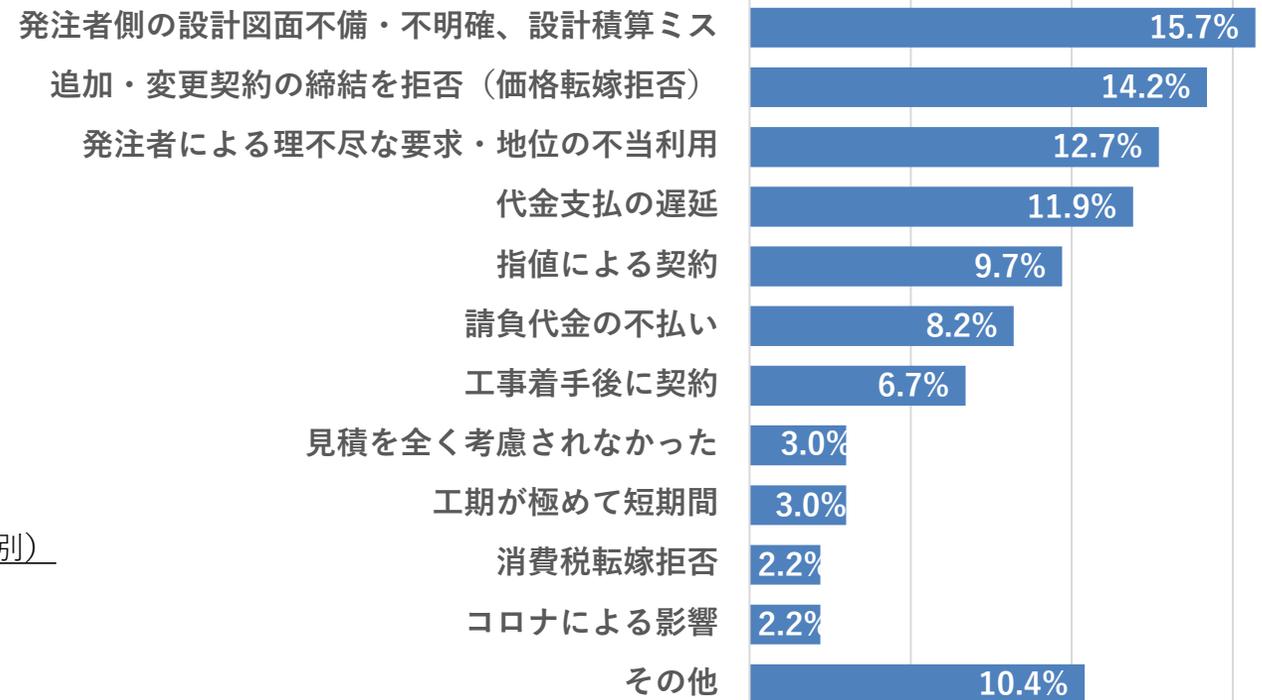
～国土交通省等による令和5年度下請取引等実態調査～

- 元請負人として建設工事を発注者（施主）から直接受注したことがある6,968業者のうち、発注者（施主）から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は67業者（しわ寄せ率1.0%）。資本金規模の小さい建設業者ほどしわ寄せ率が高い傾向。
- 発注者の内訳としては、「公共機関又は準ずる機関」が17.9%、「民間企業」が20.9%、「個人」が4.5%。
- しわ寄せの内容としては、「発注者側の設計図面不備・不明確、設計積算ミス」（15.7%）（昨年度16.3%）、「追加・変更契約の締結を拒否（価格転嫁拒否）」（14.2%）（昨年度13.0%）、「発注者による理不尽な要求・地位の不当利用」（12.7%）（昨年度15.0%）の割合が高い。

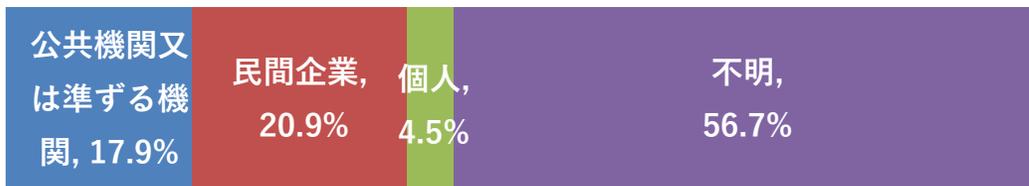
「不当なしわ寄せをうけたことがある」と回答した企業（資本金階層別）



不適切な取引の内容



「不当なしわ寄せをうけたことがある」と回答した企業の相手先（発注者別）



第2章

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
(46頁～)

第3章

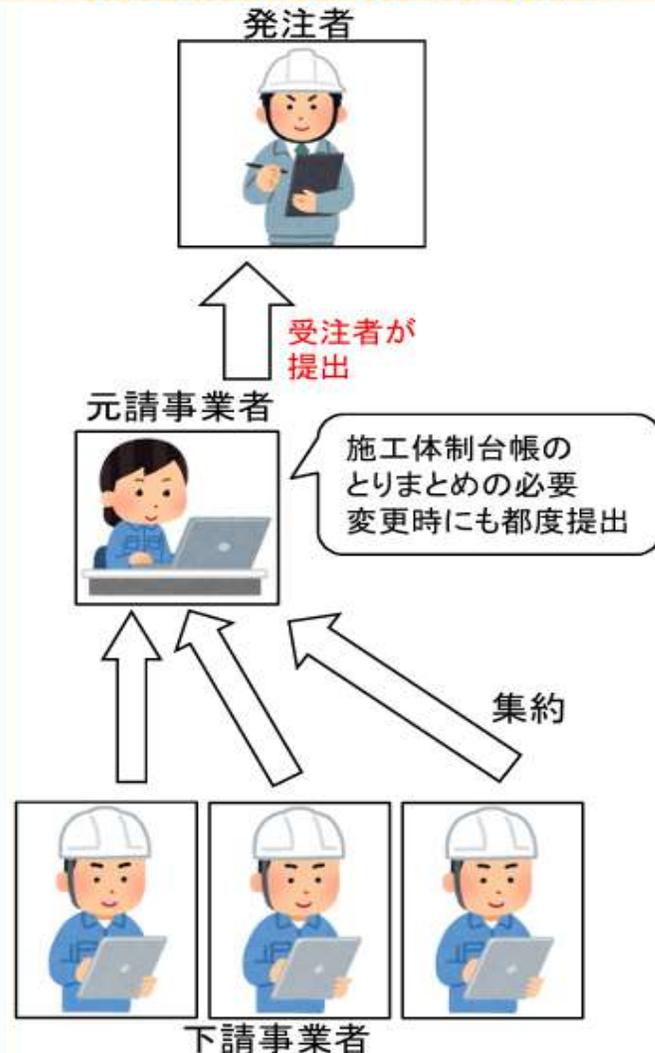
公共工事の品質確保の促進に関する法律
(55頁～)

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法を改正

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ● 能力に応じた処遇 ● 多様な人材の雇用管理の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準労務費の確保と行き渡り ● 建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> ● スライド条項の適切な活用（変更契約） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資材高騰分等の転嫁円滑化 <ul style="list-style-type: none"> - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報 ● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ● 測量資格の柔軟化【測量法改正】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工期ダンピング防止の強化 ● 工期変更の円滑化
生産性向上		<ul style="list-style-type: none"> ● ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ● 新技術の予定価格への反映・活用 ● 技術開発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT指針、現場管理の効率化 ● 現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域建設業等の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な入札条件等による発注 ● 災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入） 	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇公共工事品質確保法等の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 発注担当職員の育成 ● 広域的な維持管理 ● 国からの助言・勧告【入契法改正】 	

○ 入契法上、義務とされている公共工事における施工体制台帳の写しの提出について、システム等で直接発注者が施工体制を参照できる場合には、**提出義務を免除**

これまでの施工体制台帳等の扱い



＜現行制度＞

公共工事においては、規模にかかわらず、受注者が下請契約を締結する場合、
①施工体制台帳の作成
②施工体制台帳の写しの発注者への提出が義務とされている

＜制度見直しの背景＞

元請企業の技術者は、日中の現場監督業務ののち、夜間に工事書類作成業務を行うため、残業時間が多い傾向

⇒元請企業の技術者の負担を軽減し、建設業の働き方改革を推進する必要

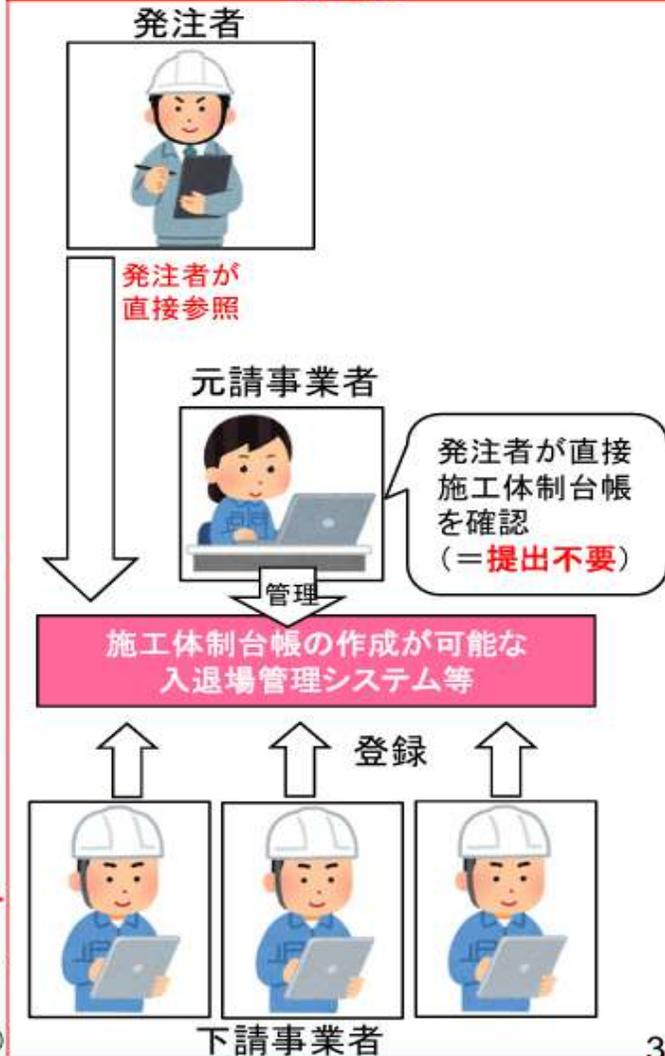
法改正により提出義務を緩和

＜見直し後の提出義務について＞

- ・提出義務は存置
- ・ただし、システムを活用して発注者が施工体制を確認することができる措置※を講じている場合は、提出不要とする

※入契法施行規則で以下のとおり規定
建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、発注者が同項に規定する施工体制台帳の記載事項を確認することができるようにする措置
(その他システムは、今後の改修を踏まえ拡大・通知予定)

改正後



適正化指針とは

入契法^(※1)に基づき、国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定

- 発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務
 - 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表
 - 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長に対し、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請、勧告等^(※2)
- (※1)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (※2)勧告等はR6品確法等改正法で追加

第三次・担い手3法を踏まえた改正

改正骨子

「〇〇法第〇条関係」:改正後の関連条項番号

1. 入契法・建設業法改正への対応

(建設業法第20条の2、第25条の27、第25条の28、第26条関係 入契法第13条、第15条、第16条、第17条、第18条、第21条関係)

- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備(誠実な契約変更協議の実施等)
- ・発注関係事務におけるICT活用(ICT活用による施工体制確認等)
- ・入札契約の適正化を図るための発注体制整備(項目建ての追加)
- ・公共工事の現場管理におけるICT活用の推進(CCUS活用等)
- ・配置予定技術者の専任・兼任状況の確認
- ・発注者に対する要請、勧告等
- ・技能労働者の処遇改善

2. 品確法改正への対応

(品確法第7条、第30条等関係)

- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備^[再掲](スライド条項の適切な運用等)
- ・発注関係事務におけるICT活用^[再掲](電子契約、書類電子化等)
- ・週休2日工事の推進(工期・予定価格の適正設定等)
- ・施工時期の平準化に向けた関係部局連携の強化
- ・地域の実情を踏まえた適切な入札参加条件・規模の設定等
- ・災害対応力強化(適正積算、復旧・復興JV活用等)

3. 昨今の課題への対応

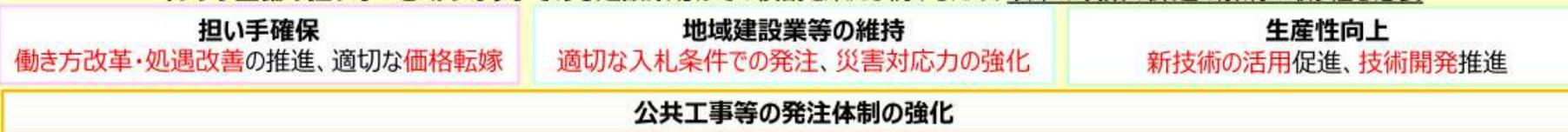
- ・入札契約に係る情報公表の原則インターネット化
- ・ピークカット(繁忙期の解消)による平準化の推進
- ・時間外労働規制に対応可能な工期設定[※]
- ・工期設定における猛暑日の考慮[※]
- ・多様な人材の確保に向けた環境整備(快適トイレ等)

(※令和6年3月「工期に関する基準」の改定)

背景・必要性

※公共工物品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要



これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工物品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

測量業の担い手確保

- ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

品確法基本方針とは：品確法^(※1)に基づき、政府が作成（H17閣議決定、R元最終変更）

- 公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する 基本の方針を規定
- 国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

(※1)公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)

第三次・担い手3法を踏まえた改正

改正骨子

「○○法第○条関係」：改正後の関連条項番号

1. 品確法改正への対応

○担い手確保

＜処遇改善・価格転嫁＞ (品確法第7条、第8条関係)

- ・技能労働者の処遇改善(能力に応じた処遇確保等)
- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備(スライド条項の適切な運用等)

＜働き方改革・環境整備＞ (品確法第7条、第27条、第30条、第31条等関係)

- ・週休2日工事の推進(工期・予定価格の適正設定等)
- ・施工時期の平準化に向けた関係部局連携の強化
- ・外国人などの多様な人材の確保に向けた環境整備
- ・国による休日・労務費等の実態把握 ・広報・啓発活動充実

○地域建設業等の維持 (第7条、第8条、第21条関係)

- ・地域の実情を踏まえた適切な入札参加条件・規模の設定等
- ・災害対応力強化(保険加入促進・適正積算、復旧・復興JV活用等)

○生産性向上 (第3条、第7条、第28条、第29条関係)

- ・ICT活用推進(データ引継、CCUS活用等) ・技術開発の推進
- ・発注関係事務におけるICT活用 ・新技術活用(VFM※・脱炭素化等)

※Value For Money(金額に対し最も価値の高い資材等を活用するという考え方)

○公共工事等の発注体制強化 (品確法第7条、第22条、第23条関係)

- ・発注関係事務の実態把握、発注者に対する助言・支援
- ・維持管理における広域連携の推進

2. 建設業法等改正への対応

(建設業法第20条の2、第25条の27、第25条の28、
入契法第13条、第15条、第16条、第17条関係)

- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備^{【再掲】}(誠実な契約変更協議の実施等)
- ・技能労働者の処遇改善^{【再掲】}
- ・ICT活用推進^{【再掲】}(現場管理の効率化等)
- ・発注関係事務におけるICT活用^{【再掲】}(ICT活用による施工体制確認等)

3. 昨今の課題への対応

- ・時間外労働規制に対応可能な工期設定^(※2)
 - ・工期設定における猛暑日の考慮^(※2)
 - ・多様な人材の確保に向けた環境整備^{【再掲】}(快適トイレ等)
 - ・持続的な除雪体制の確保
- (※2)令和6年3月「工期に関する基準」の改定も踏まえた追加事項

御清聴いただき、
ありがとうございました

